

販売者の届出について

農薬を販売するには、農薬販売者の届出をその販売所ごとに、当該販売所の所在地を管轄する県知事に届け出なければなりません。

また、届出内容に変更があった場合や販売を廃止する場合にも届出が必要です。

- ① 農薬販売者届は、販売開始の日まで（開始の日も含む）に届け出ること。
- ② 変更・廃止届は、事実発生の日から2週間以内に届け出ること。
- ③ 受理証を紛失し、再交付を受ける際は、所定の申請書を提出すること。
- ④ 市町村合併等により届出の住所が変わった際も、変更届を提出すること。

1 届出書の記載

様式は別紙のとおり

2 届出書類（各1通）

ア 販売者届

[法人]・販売者届

- ・登記簿謄本または定款の写し（コピーでも可）
- ・販売所の所在地付近の概略図
- ・誓約書

[個人]・販売者届

- ・住民票
- ・販売所の所在地付近の概略図
- ・誓約書

イ 変更届（名称・住所・卸小売の変更等）

- ・変更届
 - ・農薬販売者届受理証または受け付けた旨の文書
（紛失した場合は「受理証紛失届」様式で届けること。）
 - ・誓約書
 - ・個人の届出で、住所の変更の場合は住民票
 - ・法人の名称または住所等変更の場合は、登記簿謄本の写し
- ※個人での届出で法人化した場合、あるいは後継人が事業を引き継いだ場合も、一旦廃止届を出して、改めて販売者届を出して下さい。

ウ 廃止届

- ・廃止届
- ・農薬販売者届受理証または受け付けた旨の文書
（紛失した場合は「受理証紛失届」様式で届け出ること。）

エ 再交付申請

- ・農薬販売者届出済証明願
- ・誓約書

オ 各届共通事項

各届とも届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先の電話番号を必ず記入して下さい。

3 提出先・問い合わせ先

〒862-8570（住所不要）

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県庁 農業技術課 植物防疫・農薬監視班

TEL：096-333-2381

FAX：096-381-8491